

大学等奨学金貸付金に関する訴えの提起について

1 訴えの内容

未返済となっている大学等奨学金貸付金の返済を求めるため。

2 訴えの相手方及び理由

平成 20 年 5 月 21 日に 80 万円の奨学金を貸付けた奨学生（以下「債務者」という。）に対し、奨学金貸付金の返済について平成 28 年度から令和 7 年度までに 26 通の償還通知を送付、令和 8 年 1 月 24 日に自宅訪問しましたが不在のため催告書（令和 8 年 2 月 28 日納期限）を投函、令和 8 年 2 月 16 日付けで再度催告書を送付しましたが、納期限を過ぎても債務者からの返済及び返済に関する申出がなく、令和 8 年 3 月 30 日付けで本町顧問弁護士を通じて改めて催告書（令和 8 年 4 月 10 日納期）の送付を行いました。

また、連帯保証人 2 人に対し、平成 28 年度から令和 7 年度までに計 27 通の償還通知を送付、令和 8 年 2 月 16 日付けで債務者への奨学金貸付金納入履行協力依頼の通知を行いました。令和 8 年 4 月 10 日現在、債務者からの返済及び返済に関する申出はありません。

令和 8 年 4 月 10 日現在の未納額 62 万円のうち平成 28 年度の未納額は令和 8 年 12 月 22 日に消滅時効の完成となるため、神奈川県横浜市に在住する債務者及び芽室町及び十勝管内に在住する連帯保証人に対し、訴えを提起し返済を求めるものです。

3 未返済額 620,000 円（令和 8 年 4 月 10 日現在）

年度	貸付金	償還元金	納入額 (返済額)	未納額
平成 20 年度	800,000 円			
平成 21 年度	0 円			
平成 22 年度	0 円			
平成 23 年度	0 円			
平成 24 年度		据置き		
平成 25 年度		据置き		
平成 26 年度		80,000 円	80,000 円	0 円
平成 27 年度		80,000 円	80,000 円	0 円
平成 28 年度		80,000 円	20,000 円	60,000 円
平成 29 年度		80,000 円		80,000 円
平成 30 年度		80,000 円		80,000 円
令和元年度		80,000 円		80,000 円
令和 2 年度		80,000 円		80,000 円
令和 3 年度		80,000 円		80,000 円
令和 4 年度		80,000 円		80,000 円
令和 5 年度		80,000 円		80,000 円
計	800,000 円	800,000 円	180,000 円	620,000 円

4 訴訟費用（概算） 弁護士委任契約料 110,000 円

5 債務者の所在地状況（令和7年8月5日付けで交付を受けた戸籍附票から）

- ・平成25年6月13日 芽室町からaへ転出
- ・平成25年2月1日 aからbへ転出
- ・平成29年2月20日 bで転居
- ・令和元年9月12日 bで転居
- ・令和2年2月11日 bからcへ転出
- ・令和3年7月26日 cからdへ転出
- ・令和5年1月30日 dで転居
- ・令和7年3月21日 dから神奈川県横浜市へ転出

※所在地aからdはいずれも北海道外

6 債務者及び連帯保証人との折衝経過

① 債務者（神奈川県横浜市在住）

平成28年度以降、返済通知を郵送するが借入者本人からの返済は無く、電話連絡による返済相談等の申出も無い。また、債務者への電話連絡は不通のため本人との折衝ができないことから、連帯保証人との折衝を行ってきている。

② 連帯保証人A（芽室町在住）

債務者との折衝ができないため、連帯保証人であるAに返済通知を郵送するが返済は無い。平成28年度から平成29年度にかけて、電話や自宅訪問、面談（来庁）により返済を求めるが、無職であることや体調が悪いこと、自宅が台風被害に遭ったにも関わらず、被災認定を受けることが出来ない不当な扱いを受けていると主張するなど、返済には応じていない。令和6年度にAの来庁が数回有り、来庁時に返済を求めるも、道外で暮らす債務者は生活が厳しく奨学金を返済できる生活状況ではないことや、Aは仕事を探しているが無職であることの説明を受ける。少額でも返済したい意向はあるも、令和8年4月9日現在でAからの返済は無い。

③ 連帯保証人B（十勝管内在住）

債務者との折衝ができないため、連帯保証人であるBに返済通知を郵送し、未納額の一部が返済に至っている。平成28年度から平成29年度にかけて、電話や自宅訪問、面談（来庁）により返済を求め、債務者と連帯保証人A及びB、親族等で返還に向けた協議を行う意向が示されたが、平成30年5月に未納額の一部が納入された以降、令和7年3月まで返済は無い。令和7年3月にBが入所する施設から、令和7年2月に送付した奨学金貸付金の償還通知に関する問合せがあり、B本人に対して電話にて、貸付金の未納があるため連帯保証人として返済を要することを説明。Bから少額ずつでも返済する意思表示有り。令和7年4月以降、1,000円ずつの返済有り。ただし、令和8年度になってからの返済は無い。